

パナソニック エコキュートの対象機種

開発年度	設置地域	形状	設置場所	シリーズ	給湯タイプ	システム品番	区分	基準エネルギー消費効率	APF値		省エネ基準				
									一般地APF JIS C 9220:2018	寒冷地APF JIS C 9220:2018					
2020年	一般地	角型	屋外	JP シリーズ	パワフル高圧フルオート	HE-JPU46KQS	E	3.5	3.9		111%				
						HE-JPU37KQS	E	3.5	4.0		114%				
				J シリーズ	パワフル高圧フルオート	HE-JU46KQS	E	3.5	3.5		100%				
						HE-JU37KQS	E	3.5	3.5		100%				
					フルオート	HE-J46KQS	E	3.5	3.5		100%				
						HE-J37KQS	E	3.5	3.5		100%				
				耐塩害仕様フルオート	HE-J46KQES	E	3.5	3.5		100%					
					HE-J37KQES	E	3.5	3.5		100%					
				N シリーズ	パワフル高圧フルオート	HE-NU46KQS	E	3.5	3.6		102%				
						HE-NU37KQS	E	3.5	3.6		102%				
					フルオート	HE-N46KQS	E	3.5	3.6		102%				
						HE-N37KQS	E	3.5	3.6		102%				
					屋外	HE-N37KQMS	E	3.5	3.6		102%				
						HE-N46KQES	E	3.5	3.6		102%				
屋内	HE-N37KQES	E	3.5	3.6		102%									
	HE-N37KQFS	E	3.5	3.6		102%									
2021年	寒冷地	角型	屋外	FP シリーズ	パワフル高圧フルオート	HE-FPU37KQS	F	2.9		3.3	113%				
						HE-FPU46KQS	F	2.9		3.3	113%				
						HE-FPU37KQMS	F	2.9		3.3	113%				
						HE-FPU46KQMS	F	2.9		3.3	113%				
						屋内	HE-FU37KQS	F	2.9		3.0	103%			
							HE-FU46KQS	F	2.9		3.0	103%			
			HE-FU37KQMS	F	2.9			3.0	103%						
			屋外	F シリーズ	パワフル高圧フルオート	HE-FU46KQMS	F	2.9		3.0	103%				
						フルオート	HE-F37KQS	F	2.9		3.0	103%			
							HE-F46KQS	F	2.9		3.0	103%			
			屋内	HE-F37KQMS	F	2.9		3.0	103%						
				HE-F46KQMS	F	2.9		3.0	103%						
			屋外	耐塩害仕様フルオート	HE-F37KQES	F	2.9		3.0	103%					
					HE-F46KQES	F	2.9		3.0	103%					
			2021年	一般地	角型	屋外	W シリーズ	パワフル高圧薄型フルオート	HE-WU37KQS	I	3.0	3.0		100%	
									HE-WU46KQS	I	3.0	3.0		100%	
									薄型フルオート	HE-W37KQS	I	3.0	3.0		100%
										HE-W46KQS	I	3.0	3.0		100%
大容量	Bシリーズ	フルオート							HE-B56HQS	G	3.2	3.3		103%	
									2022年	角型	おひさまエコキュート	HE-Y37KQV	E	3.5	3.3
HE-Y46KQV	E	3.5	3.3		94%										

※変更となる場合もございますので、最新の情報は都度、ご確認ください。

【参考情報】

<申請について>

- 申請可能となるタイミングについて
補助対象である給湯器を含む契約(工事請負契約、不動産売買契約、リース契約)対象すべての引き渡し、又は補助対象である給湯器を申請者が使用開始した時点のいずれか早い方以降、申請を行うことができる予定です。(新築の場合は、住宅の引き渡し後です)
- 申請者(補助対象者)と手続き代行者について
本事業の申請者(補助対象者)は、補助対象である給湯器の所有者で、住宅の種別に応じて、下表の通りとする予定です。
※なお、いずれの場合も、リースによる給湯器の設置も対象とし、その際は申請者とリース会社による共同申請とすることを検討しています。
※リース契約については、法定耐用年数(6年間)以上のリース期間を設定するものに限る。(割賦販売、法定耐用年数以内の解除条項を設定するものは不可。)

	新築住宅※			既存住宅※		
	注文	分譲		戸別リフォーム	大規模修繕	
持家	戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅等
賃貸	施主	購入者		家主	家主又は管理組合	
	賃主			貸主又は借主		

※新築住宅とは、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいいます。既存住宅とは新築住宅以外の住宅をいいます。
交付申請については、申請者と給湯器の導入に係る契約を締結する事業者が、その手続きを代行(手続代行者)する予定です。なお、手続代行者は、予め事業者登録(「登録事業者について」参照)を行う必要があります。

<本事業における、契約と着工等について>

- 契約日について
閣議決定日である令和4年11月8日以降に、補助対象である給湯器の導入を決定する契約(変更契約を含む。原契約と併せて提出すること)する補助事業を対象とします。
- 着工日について
手続代行者が、事業者登録申請日(事項参照)以降に着工する補助事業を対象とします。着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅			既存住宅		
注文	分譲		戸別リフォーム		
戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅
建築工事の着工日		住宅の引渡日		給湯器の設置開始日(1台目)	

- 一戸当たりの台数制限について
申請における、一戸当たりの台数制限は住宅の種別毎に右表のとおりとなります。
- 登録事業者について
登録事業者とは、申請者(補助対象者)と契約し、申請者(補助対象者)に代わり交付申請等の手続きを行う者として、本事業の事務局に登録を受けた者です。登録事業者の登録開始は令和5年1月中旬を予定しております。前項の事業者登録申請日※は、当該登録において登録申請書を提出した日を言います。

※上記の登録開始以前であっても、こどもみらい住宅支援事業(国土交通省)において事業者登録を完了している場合、本事業に継続登録される見込みです。(参加辞退をした場合を除く)この場合の本事業における事業者登録申請日は、こどもみらい住宅支援事業における事業者登録申請日、又は本事業の事務局開設(令和4年12月16日)のいずれか遅い方となります。(本事業の参加を検討している事業者は、早めにこどもみらい住宅支援事業に事業者登録を行うことをお勧めします。)詳しくはこどもみらい住宅支援事業ホームページをご確認ください。https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/